The Institute for Regional Security

JPA集団防衛協定

ディスカッションペーパー

著者：クリス・ガーディナー

2026年5月1日

はじめに

本文書は、1971年以来オーストラリア、マレーシア、シンガポール、ニュージーランド、英国の間で締結されている「5カ国防衛協定（FPDA）」をモデルとして、日本、フィリピン、オーストラリアの間で（当初はこれら3カ国、将来的には他の国も参加する可能性あり）集団安全保障の「協定」を締結することを提案するものである。

日本、フィリピン、オーストラリア防衛戦略

『日本の防衛ー2025』より：

「武力による現状の一方的な変更を許容しない安全保障環境を構築するためには、[米国]だけでなく、可能な限り多くの国々との連携を強化することが極めて重要である。防衛省・自衛隊は、FOIPの実現に向け、多国間かつ多層的な防衛協力と交流を推進していく。」

「海洋国家である日本にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行および飛行の自由と安全を確保することは不可欠である。防衛省・自衛隊は、海洋情勢の監視や海賊対策活動など、海洋安全保障に関連する取り組みを推進していく。」

フェルディナンド・マルコス・ジュニア大統領：

「国際情勢において法の支配を擁護する取り組みを進めるのと同様に、我々は自国の海洋領域および地球規模の共有水域における国益を守るための能力を構築していく。」

「我々の『包括的島嶼防衛構想』に基づき、憲法上の義務および法的権利に基づき、我々の国益を守り、先祖代々の遺産を守らなければならない地域へ、軍隊を展開する能力を整備していく。」

『オーストラリア国防戦略2026』：

オーストラリアの国益に対する行動を阻止するため、国防省は他の政府機関や主要なパートナーと連携し、地域における有利な戦略的均衡に確固たる貢献を行い、オーストラリアの国益を標的とする可能性のある勢力に対して抑止力を発揮する。これには以下が含まれる：

1. オーストラリア領土に対する攻撃に耐え、これに対処する我々の能力と決意を示すため、米国や主要な地域パートナーとの高度な演習の実施を含め、
2. オーストラリアの重要な海上交通路を保護し、
3. 世界的なルールと規範の維持を支援し、オーストラリアの主要な軍事的関心領域における最も近い近隣諸国との防衛協力を強化する。

FPDAの背景

1971年、英国、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、シンガポールは、各国間の相互防衛「協定」を締結した。同協定の締結に関する共同声明の全文は、付録Aに掲載されている。

この取り決めは、5カ国間の書簡および覚書の交換を通じて具体化された。オーストラリアとマレーシア、およびオーストラリアとシンガポールとの間の当初の覚書交換文は、こちらから閲覧できる。これらの覚書には、オーストラリアによる支援、権利および便宜、ならびに軍隊の地位に関する事項が盛り込まれている。

FPDA

1. は、国連憲章に基づく約束および義務と明確に結びつけられていた。
2. 英・マレーシア防衛協定を基盤とし、これに関連して、既存の防衛関係を置き換えた。
3. これには、マレーシアまたはシンガポール（その防衛は「不可分」であると説明されていた）に対する攻撃または攻撃の脅威が生じた場合、5カ国が共同または個別に講じ得る措置について協議するという約束が含まれていた。
4. 統合防空システムの構築に関する約束が含まれていた。現在の統合地域防衛システム（IADS）は、依然としてマレーシアのRMAFバターワース基地の施設を拠点としている。IADSは現在、ネイサン・クリスティー空軍中将（RAAF）の指揮下にある。
5. FPDAには、統合防衛システムの司令官を指揮する防空評議会および高官による合同諮問評議会への関与が含まれていた。現在、ガバナンス体制は、FPDA防衛閣僚会議（FDMM）、FPDA国防長官会議（FDCC）、FPDA諮問評議会（FCC）、FPDA政策グループ（FPG）、およびFPDA活動調整委員会（FACC）によって構成されている。
6. FPDAでは、年次軍事演習として「ベルサマ・シールド」、「ベルサマ・リマ」、「スマン・ウォリアー」が実施され、5年ごとに「演習スマン・プロテクター」が行われている。
7. RMAFバターワース基地に駐留するオーストラリア軍には、オーストラリア空軍第19飛行隊および第92航空団アルファ分遣隊（ポセイドンP-8哨戒・偵察機を含む）、オーストラリア陸軍訓練グループおよびライフル中隊、ならびにADF医療部隊および合同捜査部隊が含まれる。RAAFのF-35は、2024年および2025年の「エクササイズ・リマ」に参加した。

集団
安全保障協定

日本、韓国、フィリピン、オーストラリア、米国といった同地域の民主主義諸国を巻き込んだ集団安全保障協定の必要性については、米国研究センターのマイケル・グリーン氏をはじめとする学者たちや、2024年に日本の首相に就任する直前の石破茂氏らによって、近年提唱されてきた。

中国がQUADやNATOの同地域への関与に対しても敵対的な姿勢を示していること、さらに石破氏の提案に対してインドや米国の当局者が消極的な反応を示していることから、正式な同盟結成の構想は進展していない。

要するに、

1. 日本、フィリピン、オーストラリアの相互防衛上の利益、
2. 国際海洋法、海洋領土、海上補給路の防衛に関する3カ国共通の利益、
3. 最終的な安全保障において各国が過度に依存していると言える米国による、同盟国への防衛負担分担拡大の要請、
4. 3カ国間の既存の相互アクセス協定、駐留軍地位協定、および戦略的パートナーシップ協定、ならびに
5. 抑止の論理によれば、

日本、フィリピン、オーストラリアの間で、たとえ正式な同盟でなくとも、より強固な枠組みを構築することは、これら3カ国（そしておそらくは志を同じくするより広範な国々のグループ）の安全保障に寄与するだろう。

FPDAのモデルは、正式な同盟という厄介な外交問題に踏み込むことなく、集団安全保障と抑止力を強化する手段として推奨される。

FPDAと同様に、本稿では、JPA-DAを単に外交文書交換によって設立することを提案する。本稿は、JPA防衛「取り決め」の検討を促すだけでなく、戦略的に位置するスル海マプンの未開発地に本部と統合地域防衛システムを設立することで、FPDAモデルを模倣することを提案する。

マパン

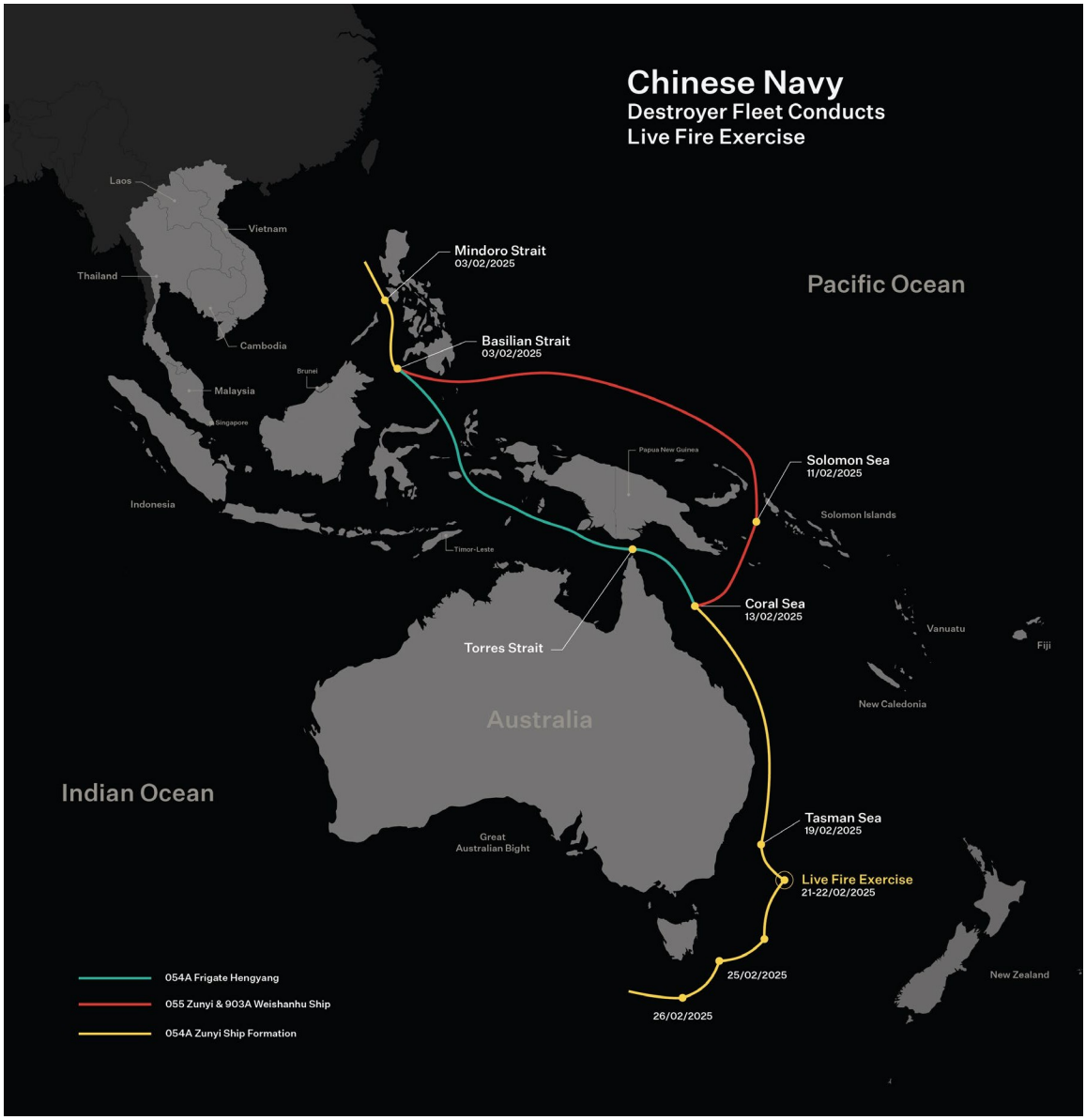
以下の図を参照してください。これらは、少なくとも本提案においてオーストラリアとフィリピンの利害関係が考慮されるべきであることを示唆しています。

最初の図は、オーストラリアの海上貿易ルートを示しています。最も重要なルートはセレベス海とスル海を経由するものであり、次いで重要なルートはフィリピン海を経由するものです。



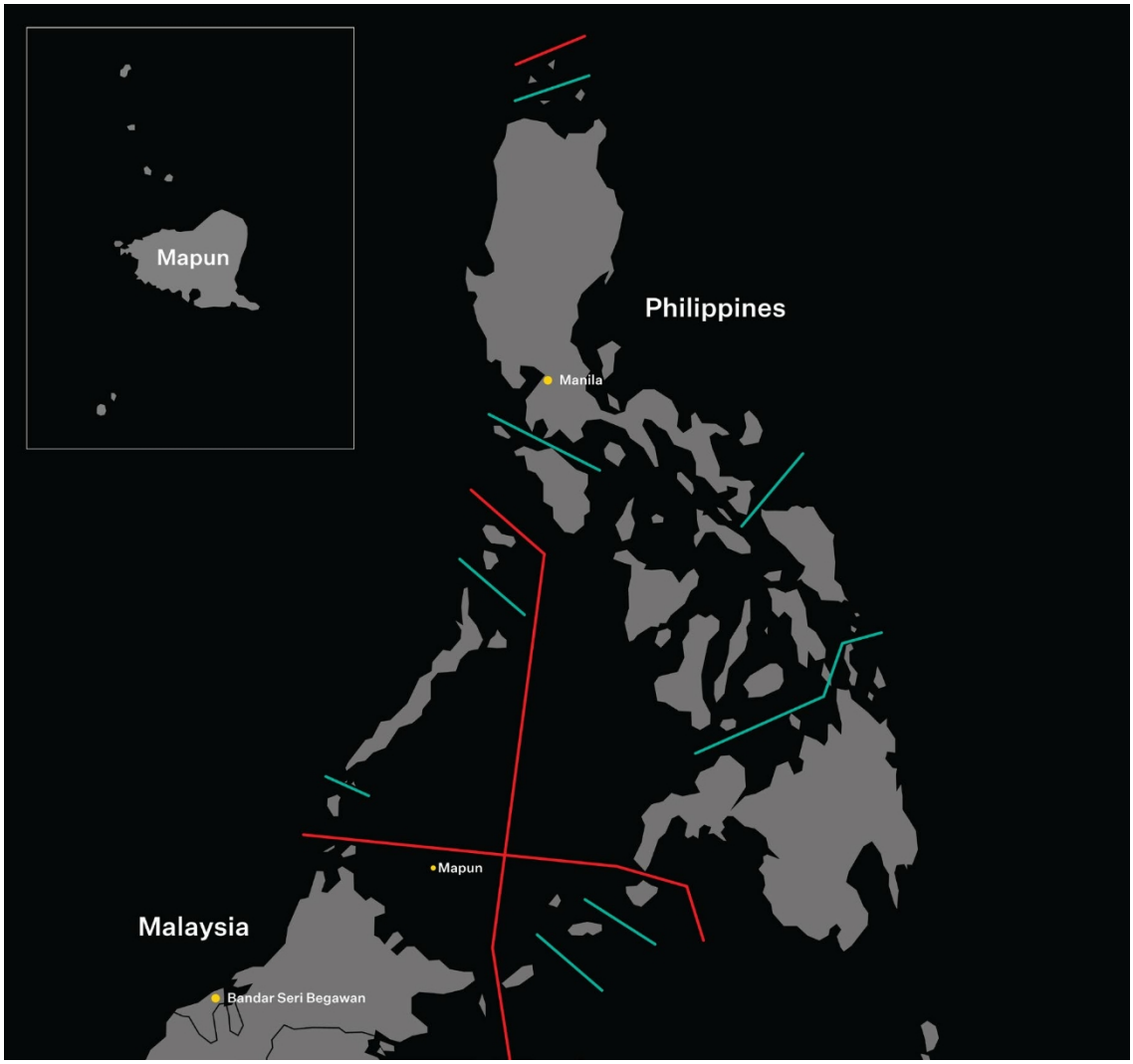
出典：BITREおよびASPIの推計

2枚目の画像は、2025年の活動の一環としてオーストラリアを周航し、実弾射撃訓練を行った中国人民解放軍海軍艦隊の航路を示している。



出典：Geoinfomaps

3枚目の画像は、フィリピンの「群島海路法（ASL法）」に基づき指定された（赤色の）海路と、フィリピン・タウィタウィ州にある自治体マプン（旧称：カガヤン・デ・スルおよびカガヤン・デ・タウィタウィ）の位置を示しています。同自治体の人口は約3万人です。



ここ数年、フィリピンを支援する国々や、合同演習に参加する国々、あるいは航行の自由作戦を実施する国々の艦艇が、フィリピンの港を訪れています：

HMASシドニー、HMASブリスベン、HMASホバート、HMSスプレイ、HMSリッチモンド、HMCSヴィル・ド・ケベック、JS伊勢、JSすずなみ、JSおおなみ、JS能代、FSシャルル・ド・ゴール、ITSアントニオ・マルチェリア、ESPSメンデス・ヌニェス、FGSバーデン＝ヴュルテンベルク。

マプンは、パートナー国の艦船（そしてもちろん、フィリピン海軍の艦艇や沿岸警備隊の艇）の短期寄港、駐留、整備、修理を受け入れる海軍基地として、また防衛協定IADS本部の設置拠点として、戦略的に重要な位置にあります。

私の知る限り、マプン基地は、海軍基地としての可能性、およびフィリピン軍（AFP）の群島型ISR（情報・監視・偵察）および指揮統制の目的について、AFPによる調査と評価が行われているとのことです。

理想的な防衛体制としては、マプン基 地 を（少なくとも日本、フィリピン、オーストラリア、さらにはカナダ、
NATO、韓国）が共同で開発・資金提供・維持管理を行い、艦船の整備を行うための最先端の堅牢な施設を備え、同地域における共有ISR（情報・監視・偵察）および指揮統制インフラの拠点として機能するものである。これには、セレベス海、スル海、西フィリピン海、フィリピン海にまたがる海底センサーアレイの拠点としての役割も含まれる。

批判

最近、花田[1]は、インド太平洋地域における正式な防衛協定の締結に向けた動きには、2つの理由から問題があると指摘している。第一に、正式な条約を締結するという行為は、少なくとも台湾に関しては、中国に対して行動の好機が失われつつあるというシグナルを送ることになり、抑止力を強化するどころか弱体化させる恐れがある。 第二に、これに伴う外交的・制度的な「リソース」の投入は、正式な法的枠組みがもたらす限界的な利益に見合うものではなく、事実上の統合指揮統制体制という代替案の方が、より大きな正味利益をもたらす可能性がある。

マプンを同盟国およびパートナーの作戦拠点として整備するという提案は、FPDA型の日本・フィリピン・オーストラリアによる防衛「枠組み」を構築するという提案とは一線を画すものであり、同盟形成に対する批判の対象外となる。

しかし、提案されているこの取り決めは、正式な米国中心のNATO型条約に対して花田氏が指摘するような問題を抱えていない。その理由は二つある。
第一に、既存の相互アクセス、部隊の地位、
、および戦略協力協定を基盤とし、単純な外交文書交換で済むため、正式な条約締結プロセスよりもはるかに簡便かつ迅速である。
実際、12カ月以内に実現可能だとも考えられる。第二に、「取り決め」が迅速に整うこと、また焦点が台湾海峡よりも南シナ海に移ることなどから、中国が先制的に軍事行動に出るリスクは低いだろう。

[1] 花田亮介 (2026): https://warontherocks.com/a-formal-defense-pact-in-the-indo-pacific-is-the-wrong-answer/?utm_source=flipboard&utm_content=topic/foreignpolicy

結び

本稿で取り上げた2つの要素、すなわちJPA-DAと、マプンにおけるパートナー国の海軍、ISR、および指揮施設の整備は、分離して進めることが可能である。防衛協定はマプンの整備なしに進めることができ、また、マプンは同地域の海洋戦略上の立地を考慮すれば、正式なJPA-DAを結ばずとも共同で整備することが可能である。

FPDAの強みは、拘束力のある条約上の義務を伴わずに共同防衛へのコミットメントを確立したこと、バターワースにおいて制度的・運用的な具体化を見出し、それによって取り決めを強固なものとし、実用的なものとすると同時に侵略に対する抑止力としたこと、そしてなおかつ、防衛的かつ脅威を与えないものとして説得力を持って提示された点にあった。

日本、フィリピン、オーストラリアは、それぞれ米国と個別の防衛条約を結んでいる。米国がいずれかの国を防衛するために介入する場合、他の国々の条約上の義務も発動される可能性があると言えるだろう。しかし、相互アクセス協定や駐留軍地位協定、そして現在では定期的な共同演習といった形で防衛協力が強化されているにもかかわらず、これらの国々は、侵略を受けた場合に
。いわゆる米国の「格子状」の二国間条約体制への依存は、この地域における米国の覇権に関するプロパガンダを助長する一因ともなっている。

本提案は、日本、フィリピン、オーストラリアが掲げる政策および戦略と完全に一致している。

JPA-DAという形態による集団防衛と抑止力は、発展しつつある関係性を強化するものであり、マプンにおけるパートナーのインフラや施設への具体化は、この地域の変化する勢力均衡と脅威環境において、大きな戦略的効果をもたらすであろう。

付録 A

5カ国防衛協定 – 1971年基礎コミュニケ

4月16日、ロンドンで開催された5カ国会合の終了に伴い、以下の閣僚共同声明が発表された。

1971年4月15日および16日、オーストラリア、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、およびイギリスの各政府の閣僚がロンドンに集まり、マレーシアとシンガポールの対外防衛に関する、5カ国政府共通の関心事項について協議を行った。

5カ国の政府閣僚は、協議の基本原則、平和と安定のために協力し続ける決意、すべての国の主権、政治的独立および領土保全への尊重、ならびに国連憲章の原則に従い、あらゆる国際紛争を平和的手段によって解決するという信念を再確認した。

マレーシアとシンガポールの防衛を不可分なものとして捉える必要性に基づく防衛協定において、引き続き緊密に協力していくという各政府の決意を踏まえ、閣僚らは、他の3カ国政府が支援を行ってきたマレーシアおよびシンガポールの防衛能力の向上、ならびにオーストラリア、 ニュージーランド、および英国の各政府が、1971年末以降も同地に部隊を駐留させ続けるという決定を下したこと（この決定は他の2つの政府からも歓迎されていた）を、両大臣は満足をもって確認した。

マレーシアおよびシンガポールにおける防衛体制への5カ国政府それぞれの貢 献 について協議する中で、各大臣は、英マレーシア防衛協定に基づく英国の関与の性質については見直しが必要であり、同協定は新たな政治的取り決めに置き換えられるべきであるという英国政府の見解に留意した。

各閣僚は、1971年11月1日の同協定終了後も、それぞれの政策に基づき、防衛分野において引き続き協力していくことを表明した。

また、両大臣は、マレーシアおよびシンガポールの対外防衛に関して、外部から組織または支援されたいかなる形態の武力攻撃、あるいはマレーシアまたはシンガポールに対するそのような攻撃の脅威が生じた場合、両国政府は直ちに協議を行い、当該攻撃または脅威に対して共同または個別にどのような措置を講じるべきかを決定すると宣言した。

両国の大臣は、新たな防衛体制の構築に関する進捗状況を検討した。特に：

a. 彼らは、1971年9月1日にマレーシアとシンガポールの統合防空システムを確立するために講じられている具体的な措置を歓迎した。

b. 両国は、5カ国それぞれから1名の上級代表で構成される防空評議会を設立し、統合防空システムの運用に責任を負わせるとともに、同システムの組織、訓練、開発、および作戦準備態勢に影響を及ぼす事項について、統合防空システム司令官に指針を示すことに合意した。

c. 彼らは、5カ国海軍諮問作業部会による進展に留意した。

d. 両国は、防衛体制に関する事項について高官レベルで定期的に協議を行う場を設けるため、合同協議会の設置を決定した。

また、閣僚らは、同地域に駐留するANZUK軍のための宿舎や施設に必要な実務上の取り決めについて、両政府間でさらなる協議が行われることに留意した。

両国は、新たな防衛体制の計画を完成させるための不可欠な基盤として、これらの協議が早期に、かつ成功裏にまとまることを期待している。

閣僚らは、共通の関心事項について協議するため、適宜会合を開くことが適切であるとの見解で一致した。また、参加各国政府は、いつでもこれらの防衛協定を見直すための会合を要請することができる。

アクセス日時：

https://nla.gov.au/nla.obj-1127526853/view?sectionId=nla.obj-1151975623&partId=nla.obj-1127561095#page/n39/mode/1up

地域安全保障研究所

info@ifrs.org.au 8号室
16 ナショナル・サーキット
バートン ACT 2600
regionalsecurity.org.au